

令和 6 年第 12 回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和 6 年 12 月 16 日(月) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 12 分 浜名区役所 3 階 大会議室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 20 名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦、足立侑律⑧、袴田博子⑨、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭、後藤剛⑮、平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、森下孝雄⑳、鈴木緑㉑、伊藤安子㉒、高林美智代㉔

欠席委員 4 名

谷野哲生④、島英雄⑩、内山進吾⑪、鈴木要㉓

事務局職員 13 名

鈴木智久、齋藤和也、石川宗明、松本行弘、奥山英洋、河村幸一郎、縣弘之、吉山和志、内山忍、鈴木利枝、渡邊光二、長谷川里彩、佐々木朝飛

3 傍聴者 0 人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第 79 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 80 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 81 号議案 事業計画変更承認申請について
- 第 82 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 83 号議案 非農地証明について
- 第 84 号議案 農地利用集積計画の決定について
- 第 85 号議案 浜松市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

(2) 報告事項

- 報第 77 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 78 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 79 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 80 号 買受適格証明願について(5 条届出競売)
- 報第 81 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 82 号 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について
- 報第 83 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第 84 号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第 85 号 農業用施設証明について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局 長 皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、只今から令和6年第12回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ20名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号4番谷野哲生委員、議席番号10番島英雄委員、議席番号11番内山進吾委員、議席番号23番鈴木要委員となります。

また、会議中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会 長 皆様改めまして、こんにちは。

本日は皆さん大変お忙しい中を、また12月の16日ということで、暮れも押し迫ったところ、農業委員会総会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。この農業委員会の総会、調査会というのはコロナ禍の中でも一回も中断したことはございませんでした。これからも、この農業委員会、調査会というのは休むことはない、止めることはできない重要な会議であるということを皆さんには、ご理解ご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。さて、先々月ですかね、自分の仲間が農業新聞に自分の記事が載ったという事で連絡がありました。どのようなことが載っていたかという、自分は農業に対して不平不満を言わんことにする。そういうことを、決めたと。自分がですね何でそういう風になったかという、やっぱりそんなこと言っても、不平不満を言っても何の解決にもならんと。もっと自分たちがアピールすることが重要なんじゃないかと。なんでそんなに前向きなんですか、と聞くと、彼は人生のギアチェンジをしたと。どういうことかという、そのきっかけをくれたのは奥さんだと。奥さんが4年前にくも膜下出血になって倒れてそのまま亡くなったと。享年52歳ということで、それで自分は変わったと。その時に奥さんが亡くなったことで、何もかもが、今まで二人で頑張ってきた農業でさえ、やる気が無くなった。もうどうにでもなれという感じでもう農業は辞めてもいいと思った。また、消防団も頑張ってきたが、消防団も辞めようと思った。もう何もかも、もうどうでもいいって思ったときに、家族、仲間、そして友達が支えてくれた。それがあって今の自分があると。自分はそこから気持ちを変えろと考えた。今まで奥さんの事とか、自分が支えてきたと。家族を、友達を。俺がみんなを押し進めてきたと言っていたのが、実は大事なものを失って初めて気付いたんだと。自分が支えられていたという事がわかったということであります。そしてこれからの農業というのは人の足を引っ張るのではなくて、手を引っ張ってあげる。そういう考え方が農業には必要であるということであります。皆さんも農業委員という立場でありますので、農業委員としてリーダーシップをとっていただいて、各地区で自分

たちの農業を守っていくという事をお願いしたいと思います。170 品目ある浜松であります。地区ごとにいろいろな課題が山積していると思います。耕作放棄地の問題もあると思います。これで年が変わりましたら是非ですね、農業委員会を中心に最適化推進委員、調査員の皆さんと、自分たちの地区を、農業を衰退させないためにどうすべきか、耕作放棄地を解消させるためにはどのようにしていったらいいのか、ということをそれぞれの地区で考えてくれる、そして農地を守っていつてくれる、次の世代にバトンタッチしていくということが、これからの浜松の農業の発展に必ずや繋がってくると思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

それでは、只今から、令和 6 年第 12 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号 13 番山中秀三委員、議席番号 14 番安間利和委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 79 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

斎藤 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。第 79 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 363 番外 42 件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が 24 件、贈与に係る案件が 9 件、賃借に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 9 件でございます。

また、新規の方は 16 件です。

それでは整理番号に○を付した案件について説明いたしますが、今月は委員該当案件がありますので、よろしくお願いします。

議長 委員該当案件を審議いたしますので、[] 委員はご退出をお願いします。
([] 委員 退室)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

奥山 それでは、委員該当案件を説明いたします。

議案 4 ページ、地区「引佐」、整理番号 386 番は売買に係る案件です。

譲受人は、[] の [] さん [] 歳でございます。[] さんは、主に、[] [] 及び [] でみかん、水稻の栽培しておりますが、この度、営農規模拡大を図りたく申請に至ったものでございます。申請地は、[] の田、2 筆で、取得後は、水稻を作付けしていく計画でございます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

議長 それでは調査会の協議結果については、私からご報告申し上げます。

調査会で協議しましたが、特に問題ないということを聞いております。

これより質疑に入ります。只今の事務局説明、調査会の報告について、発言がある方は挙手を願います。

議長 それでは、ご意見も無いようですので、第 79 号議案農地法第 3 条の規定による許可

についてのうち、只今の委員該当案件につきましては原案通り承認することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議無いものと認め、承認することといたします。
それでは、委員には、ご入室をお願いいたします。
(委員 入室)

議長 それでは引き続き事務局から説明をお願いします。

佐々木 議案 6 ページ、地区「亀玉」、整理番号 397 番は贈与に係る案件でございます。
譲受人は、の さん、 歳でございます。

現在、申請地を耕作している父親が高齢のため、営農を続けることが難しくなりつつあることから、この度、仕事を退職して父親の農業を引き継ぐこととなりました。

さんは、既に父親に教わりながら、5 カ月ほど申請地を耕作しており、取得後も父親に教わりながら耕作をされます。

申請地は、の田 4 筆、同じくの畑 1 筆で、取得後は田では水稻、畑ではミカンを耕作していく計画でございます。

続きまして、議案 7 ページ、地区「亀玉」、整理番号 402 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、の さん、 歳でございます。

さんは現在、関係の仕事に従事されていますが、来年には定年退職をされることから、自宅に隣接する本申請地で営農を行いたく、申請に至りました。

さんは、新規での農地の取得となりますが、さんの叔父がで柿などの栽培を行っており、既に 10 年ほど叔父の農業を手伝っております。

申請地はの畑 4 筆で、取得後は柿やキャベツを栽培していく計画でございます。

続きまして、地区「天竜」、整理番号 404 番をお願いします。

譲受人は、の さん、 歳でございます。さんは農業の経験はありませんが、以前から農業に興味があり、この度、住宅とセットで売りに出されている申請地を売買により取得し、新規就農したく申請にいたったものでございます。
申請地は、の畑で、取得後は栗、柿、お茶等を作付けしていく計画でございます。

以上の案件につきましては、「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員よりご説明をお願いします。

岡野 3 条農地の案件が 5 件ありまして、その内 3 件に調査会でヒアリングを行いました。
いずれも家庭菜園の延長程度であり、問題ありませんでした。なお、366 番の方は、申請地で 10 年耕作されており、所有権移転のため申請されました。昨年の農地法改正により下限面積要件が撤廃されましたので、同様の申請が今後も見込まれると思います。

調査会ではこういった場合でも、ヒアリングが必要なのか。例えば申請地で、三年以上耕作している場合は、ヒアリング不要としてみてもどうかという意見がありましたことを併せて報告させていただきます。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。
松 島 中ノ町・笠井地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会で審議したところ特に問題ないとのこと報告をいただいております。

議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。
江 間 湖東・花川地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員をお願いします。
中 嶋 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。
袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会にて審議した結果、特に問題ございませんでした。
議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

三方原地区調査会で審議したところ特に問題ないとのこと報告をいただいております。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて細江地区調査会の山中委員からお願いします。
山 中 細江地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。
安 間 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

三ヶ日地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。
平 野 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 天竜・龍山地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。特に 404 番につきましては、譲渡人が希望者を多く募って譲り渡したという関係から、一年間指導をするという事にしましたので問題ないと思います。ただ、天竜・龍山地区では近年農地を手放す場合に農地と山林、住宅を併せて処分するという方式が増えてまいりました。以上です。

議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の森下委員からお願いします。
森 下 佐久間・水窪地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委

員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(意見なし)

議長 よろしいでしょうか。それでは採決に移ります。

第 79 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」のうち、委員非該当案件については、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 80 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

斎藤 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。第 80 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 65 番外 5 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農家住宅 1 件、自己用・共同住宅関連が 2 件、駐車場が 2 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。

また、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 2 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 2 件でございます。

なお、是正案件は 65 番、68 番、70 番です。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 湖東・花川地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田 河輪・五島・白脇地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安間 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議しましたが、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 80 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 81 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局か

ら、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 11 ページをご覧ください。第 81 号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件でございます。

議案 11 ページ、地区「白脇」、整理番号 12 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED]、全部承継者である [REDACTED] でございます。

申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、令和 2 年 11 月に農地法第 5 条の許可を受け、建売住宅を建築する予定で造成工事までは完了しましたが、コロナ禍で建売部門の採算が合わなくなり、やむなく [REDACTED] を切り離すこととなりました。その後、承継者である [REDACTED] が変わって建売住宅を建築する計画となり、今回の申請に至ったものです。申請地は、[REDACTED] のところに位置する農地でございます。

農地区分は、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

承継後の転用計画は、建売住宅を建築する計画であり、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、汚水は下水道へ排水、雨水は道路側溝へ放流する計画となっております。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の第 5 条申請につきまして、議案 25 ページ整理番号 775 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは、採決いたします。第 81 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 82 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 13 ページをご覧ください。第 82 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 697 番外 158 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 5 件、自己用・共同住宅関連が 107 件、事業用の建物関連が 2 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 28 件、太陽光発電が 5 件、営農型太陽光発電が 6 件、一時転用が 6 件でございます。

農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 13 件、第 1 種農地が 21 件、第 2 種農地が 32 件、第 3 種農地が 93 件でございます。

なお、是正案件は 23 ページから、761 番、780 番、801 番、813 番、824 番、838 番、841 番、847 番、848 番、851 番です。

また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請につきまして、経済産業省による再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 14 ページ、地区「長上」、整理番号 703 番をお願いします。

の田畑 22 筆 9,372 m²について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、に本店を置き、を営む法人です。

コロナ禍以降の衛生医療機器の国産回帰に伴う需要拡大に対応するため、この度、とにある既存工場の中間に位置し、に近く物流効率の良い本申請地に、新たに工場を設けたく申請に至ったものでございます。

申請地は、の位置する農地で、現在は耕作放棄地となっております。

申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。代替地の検討としましては、本社工場から近く、開発基準の要件を満たすことを条件に 6 ヶ所検討しており、周辺の営農・生活環境に影響が少ない本申請地を選定しております。

本転用事業は、工場、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切り工及び植栽を設置する計画であること、排水計画は、敷地内側溝から調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

盛土条例につきましては、申請地をアスファルト舗装する計画であり、舗装部分は構造物扱いとなるため、対象外であることを確認しております。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 24 ページ、地区「飯田」、整理番号 767 番をお願いします。

の田 11 筆 6,999 m²について、工場を新設したいという申請でございます。

申請者は、に本店を置き、を営む法人です。

取引先からの受注増加に伴い、本店の拡張を検討しましたが、市街化区域内で、周囲

に住宅が広がり拡張の余地がないことから、本申請地への移転を行いたく申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地で、現在は耕作放棄地となっております。

農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、工場、駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲の農地境はL型擁壁、それ以外は見切り工及び植栽を設置する計画であること、排水計画は、工場部分は敷地内側溝から地下調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であること、駐車場部分は兼用調整池とし、敷地内側溝から排水路へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

盛土条例につきましては、申請地をアスファルト舗装する計画であり、舗装部分は構造物扱いとなるため、対象外であることを確認しております。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の審議結果についてご報告をお願いします。
始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡野 703 番の [REDACTED] の工場新築に伴う転用ですが、ヒアリング時に懸念事項であった 4 月から 10 月までの農繁期に、用排水に影響が出ないよう工事工程を組む事、用排水周辺の雑草対策を行う事の 2 点に対し、回答をいただき問題ないことを確認いたしました。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松島 中ノ町・笠井地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木 733 番の案件なんですけど、事務局の方より、除外申請の当時から農地法的には問題ないという事の中で進めて、場所的には [REDACTED] から [REDACTED] に抜ける道沿いに、[REDACTED] があるわけなんですけど。そのところが事業地との事で、駐車場という事でございましたし、パッカー車であるとか、大型車も入るっていう事で、登下校時のその辺の懸念がありまして、警察への確認、これは農地法 5 条云々というよりも、会社の道義的な部分なんですけど。うちは浜松東警察署へ確認と、小学校、自治会等へ確認という事で指導させてもらった中で、うちは前回ヒアリングがありまして、小学校の方については教頭先生と話をして、この会社出社時間が 4 時から出社とのことで、登校が 8 時から 8 時半の時には影響がないだろうという点もありましたけど。ちょうど高校も坂上がった所に、県立、私立高校もあつたりしまして、自転車の台数も多いことについて、その辺

交通関係については東警察署の方も、周辺の道路状況、学生の通学、下校時の対応についてもそこら辺はお話があったと聞いております。南側の方にコンテナ車を置く平面図がありまして、コンテナ車を置くと、入出庫時の確認ができないじゃないかということで、そちらの移動であるとか、歩道に付いた所の空域を設けなさいとか、北側の方のフェンスは鉄板の方でお願いしたいとかの諸々の要望はしてありますので、この辺は農地法の5条の問題は無いという事で、事務局での図面等を確認した中での対応をお願いしたいと思います。以上です。後は特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員が欠席しておりますので私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題ありませんとの報告をいただいております。

議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東・花川地区調査会で審議しました。748番の[REDACTED]株式会社の農業用倉庫の件なんですけど、近くに民家があるもんですから、夏場なんか特に早朝は騒音等に気を付けるように配慮してくださいという旨をお伝えしておきました。以上です

議 長 続いて庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中 嶋 庄内地区で審議した結果、分家住宅との事で、周りは畑なんですけれども特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします

鈴木満彦 篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 芳川・飯田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員が欠席のため私の方からご報告申し上げます。

新津・可美・江西地区調査会で審議した結果、特に問題なかったとのご報告いただいております。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

三方原地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんとの報告をいただいております。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

三ヶ日地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 天竜・龍山地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。第 82 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議無いものと認め、承認することといたします。

次に、第 83 号議案「非農地証明について」を上程いたします。

齋 藤 事務局から、説明をお願いします。

石 川 それでは議案 39 ページをご覧ください。第 83 号議案「非農地証明」について担当から説明いたします。

今月の申請案件は、地区「細江」、整理番号 27 番外 10 件でございます。

地区「細江」、整理番号 27 番の申請地は昭和 53 年から、宅地への進入路で利用されているものです。

地区「細江」、整理番号 28 番の申請地は耕作困難のため、平成 11 年に植林されたものです。

地区「引佐」、整理番号 29 番の申請地は耕作困難のため、平成 5 年に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 30 番の申請地は耕作困難のため、昭和 40 年に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 31 番の申請地は平成 2 年にカーポートが建築され、宅地利用されているものです。

地区「天竜」、整理番号 32 番の申請地は耕作困難のため、昭和 39 年に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 33 番の申請地は耕作困難のため、昭和 25 年に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 34 番の申請地は耕作困難のため、平成 16 年に植林されたものです。

地区「龍山」、整理番号 35 番の申請地は耕作困難のため、昭和 57 年に植林されたものです。

地区「佐久間」、整理番号 36 番の申請地は耕作困難のため、平成 20 年に植林されたものです。

地区「水窪」、整理番号 37 番の申請地は昭和 31 年に住宅が、昭和 59 年に物置が建築され、宅地利用されているものです。

議 長 説明は以上でございます。

只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 (意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。第 83 号議案「非農地証明について」は、原案通り承認することにご異議ございませんか。

議 長 (異議なし)

異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 84 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

齋 藤 事務局から、説明をお願いします。

石 川 それでは、お手元の議案 41 ページをご覧ください。第 84 号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。

それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

法改正前の制度である、令和 6 年度第 9 回浜松市農用地利用集積計画（案）でございます。

公告予定は令和 6 年 12 月 20 日となります。

2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 181 筆、164,085.45 ㎡の内訳でございます。

今月は、今月は、長上地区での 11 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。

1 ページから 12 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、13 ページから 14 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番、2 番をご覧ください。[] さんです。[] の [] さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。[]

外 1 筆の畑、計 1,347 ㎡を借り受け、ナス、玉葱の栽培を予定しております。

次に、5 ページから 6 ページの 23 番、11 ページから 12 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 42 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

なお、今月は法改正後の制度である農用地利用集積等促進計画の案件はございません。

議 長 説明は以上でございます。

只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

議 長 (意見なし)

その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 (意見なし)

それでは、ご意見等も無いようですので第 84 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか

議 長 (異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 85 議案「浜松市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を上程いたします。

齋 藤 事務局から説明をお願いします。

長 谷 川 それでは議案 43 ページをご覧ください。第 85 議案「浜松市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」でございます。担当からご説明いたします。

農地利用課の長谷川と申します。先月は農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更、除外・編入に係る個別案件をご審議いただき、ありがとうございました。また、お忙しい中、整備計画本体変更案についての貴重なご意見、ご協力ありがとうございました。

先月に引き続き、農業振興地域整備計画の計画本体の変更案について、ご審議いただきたいと思います。資料の確認をしたいのですが、机の上に配布いたしました、別冊 2 と書かれています A4 サイズの農業振興地域整備計画変更案の新旧対照表ですね。こちらが別冊 2 の後ろの方に配布させていただいているのですが、今回別冊 2 整備計画書こちらの方になりますが、一番後ろの方にご意見をまとめたものを付けさせていただいておりますので、ご確認の程、よろしくお願いします。

新旧対照表につきましては、先月、配布したものの縮小版になっております。内容の方は変わっておりませんので、こちら併せてご確認の程、お願いいたします。

では、いただいた意見につきまして、照会から回答まで説明させていただきたいと思っております。

今回お預かりしたご意見は、1 件になります。一枚の回答一覧表をご確認ください。

いただいたご意見に対する、別冊 2 資料は該当頁 28 ページ、表の下から 5 行目になります。こちらは事業別としまして、第 4 事項農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、こちらの方にあたります。ではいただいたご意見の方を読み上げます。「菊は平均 1,000～1,500 坪位で、年 2 作体系でなければ 2.5 作では生産経費がかかり過ぎるのでおすすめてできません。また、個人で 2.5 作は休みがなさすぎる。販売価格も安定してないのでなおさらである。そのためにハウスを休む人が出てきている。後継者もないに等しい状況である。」こういうご意見をいただいております。こちらに対する回答なのですけれども、ご意見をいただいた部分についてですが、数字の根拠として農業水産課の所管します、“農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想”こちらの方を引用させていただいております。この基本的な構想におきましては、目標を可能とする優良事例を踏まえたものとなっております。したがって数字につきましては 2.5 作とさせていただきたいとこのように回答させていただきま

そのほか、第4事項以外となりますけれども、第1から第8まで各項目につきましては、ご意見はありませんでしたのでご報告させていただきます。

続きまして、今後のスケジュールにつきましてご説明させていただきたいと思います。年明けの令和7年1月の中旬までに全戸の事前調整の方を行いまして、1月中旬から下旬、こちらで県へ事前協議の申し出、事前協議終了後については変更案の縦覧、公告、異議申し立て期間、それぞれ問題なく進みまして令和7年5月下旬から6月上旬にて、こちらのスケジュールとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

全体を通して説明は以上となります。ありがとうございました。

議 長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問等ございませんか。
森 島 会長。

議 長 はい。森島幹事長。

森 島 改めてご確認させていただきますが、今回の浜松市農業振興地域整備計画書に関してでございますけれども、この計画書と、「農業振興地域の整備に関する法律」との関わり合い、いわゆる除外との関わり合いについて、改めて、事務局の、あるいは部局の認識を伺っておきたいと思います。

議 長 では事務局。

松 本 農地利用課の農地活用グループの松本と申します。この整備計画につきましては農振法の10条において整備計画を策定するという事になっております。その中で、皆さん先日お配りさせていただいた、整備計画書(案)の中で第1から第8について整備計画案を策定させていただいたのですけれども、その中で1番について土地利用の方向性という形で書いてある部分に関係してくるのではないかと思います。お手元の資料の別冊2の1ページだと思います。第1の土地利用の方向として浜松市の今の状況と非農地、非農業的土地需要のある中で一方、農業的土地利用についてはという事で、こういった計画を書かせてもらってるわけなんですけれども、様々な非農業的土地需要に対して農業的土地利用との調整を図りつつ、優良農地の確保、保全に努め、秩序ある土地利用を図っていくと。そういった形で今後土地利用をしていくという方向となっております。除外についてはですね、非農業的土地利用の需要に対してですね、その中でもなるべく除外を抑制しつつ、積極的な青地編入を考えていまして、今具体的には、除外したのだけれども、2年ぐらい放置された案件については、計画者側に接触をして、計画が中止になった場合については編入していくと。そういったことをやらせていただいております。

森 島 議長。

議 長 はい。森島幹事長。

森 島 今回の地域整備計画書と除外との関わりっていうのは、極めて深い関係にあるという風におっしゃってると思います。その関連性が、私ども農業委員に十分理解できているか、というところの問題意識を私持っておりますので。除外は行政サイドが除外を認めていくので、農業委員の立場からすると、それを追認すべきものという風に理解されがちだという風に私思いますけれども。そこはやっぱり農業委員としてもう一步踏み込む必要があるという風に思います。つまりわれわれが除外を見る時に、ここに示されてい

る整備計画書というのは、極めて重要なベースになってる、このことを忘れてはならないという風に改めて、指摘をさせていただきたいという風に思いますが。事務局の立場とするとここの2面性について非常に苦しいところがあって仕事をなさっているというのではないかと。これはあくまでも私の推測ですが。そののところにに関して事務局の仕事の難しさと私どものこの農業振興に関する思いというのが、できるだけ問題意識を共有しながら、当面いろんな話し合いや議論ができるようになるという風に思います。今日の所はこの整備計画書は除外と大きく結びついているというところを改めて指摘をさせていただいて、発言を終わりたいと思います。以上です。

議長 はい。他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは、他にご意見等も無いようですので、第 85 号議案「浜松市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」は特段異議はございませんという回答をすることに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

異議ないものと認め、回答することといたします。

議長 次に、報告事項の第 77 号から第 85 号までを、事務局から報告をお願いします。
齋藤 議案 45 ページをご覧ください。報告事項につきましては一覧のとおりでございます。
7 月以降で今月新たに出てきたものについて説明させていただきます。

(報第 80 号、報第 82 号について説明)

報告事項については以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

その他としまして、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森島 ・事務局対応できない案件を、総会や役員幹事会に問題提起することについて

松島 ・農業会議でとりまとめた 35 市町の要望書を県へ提出した件について

鈴木緑 ・全国農業新聞の購読状況の報告

高林 ・開発行為に対する調整池についての回答

議長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

吉山 ・3 条新規取得者の聞き取りについて

局長 ・浜松市農業振興ビジョン(案)について

県 ・農地台帳補完調査書について

齋藤 ・令和 7 年第 1 回農業委員会総会

日時 令和 7 年 1 月 16 日(木) 午後 2 時 00 分から

場所 浜松市役所 本館 8 階 全員協議会室

終了後 庁内弁護士による法務研修会予定

・新年親睦会

・令和 6 年度西部地区農業委員会協議会研修会

日時 令和 7 年 1 月 23 日(木) 午後 2 時 00 分から 4 時まで

場所 浜松市可美公園総合センター ホール

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間にわた

り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 12 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 4 時 12 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員